

## 令和2年度 使用料及び手数料の改定概要

(単位：円)

[現 行] [改定後]

○ 国の制度等の見直しに伴うもの

(1) 毒物劇物取扱者登録手数料

(例 示)	毒物劇物の原体の製造業又は輸入業の登録申請手数料	1 件あたり	20,700	27,200	
					改正

(2) 調理師試験手数料

	試験手数料	1 件あたり	6,100	6,400	
					改正

(3) 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料等

(例 示)	モデル住宅法・フロア入力法によるもの 住宅建築物（～200㎡）	1 棟あたり	—	17,000	
					新設

(4) 低炭素建築物新築等計画認定手数料等

(例 示)	共同住宅の住戸部分のみを評価するもの 住宅建築物（101戸～200戸）	1 棟あたり	—	380,000	
					新設

○ その他の新設・改定

(1) 体育施設使用料

	武道館(柔道場)冷暖房設備使用料	1 時間あたり	—	1,700	
	武道館(剣道場)冷暖房設備使用料	〃	—	1,700	新設
	自転車競技場冷暖房設備使用料	〃	—	300	新設

(2) 鼠多門使用料

	一階（午前）	1 件あたり	—	3,070	
	一階（午後）	〃	—	3,580	新設
	一階（夜間）	〃	—	4,470	新設
	二階（午前）	〃	—	5,920	新設
	二階（午後）	〃	—	6,910	新設
	二階（夜間）	〃	—	8,640	新設

(3) 牛海綿状脳症検査（BSE検査）手数料

	検査手数料	1 頭あたり	4,710	7,400	
					改定

(4) 工業試験場手数料及び使用料

(例 示)	ブルーレーザー肉盛積層装置	1 時間あたり	—	5,210	
	マイクロ三次元スキャナ	〃	—	700	新設